

千葉県警察における個人情報等の管理に関する訓令

平成28年12月20日
本部訓令第32号

改正

令和6年3月29日本部訓令第9号

令和7年3月28日本部訓令第8号

千葉県警察における個人情報等の管理に関する訓令を次のように定める。

千葉県警察における個人情報等の管理に関する訓令

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 個人情報等の管理体制（第3条—第10条）
- 第3章 個人情報等の取扱い（第11条—第23条）
- 第4章 雑則（第24条—第30条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、千葉県警察が保有する個人情報等の管理について必要な事項を定めることにより、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の適正かつ円滑な運用に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるもののほか、法及び番号利用法の規定の例による。

- （1）保有個人情報等 保有個人情報、仮名加工情報、行政機関等匿名加工情報等、匿名加工情報及び個人番号をいう。
- （2）特定個人情報等 特定個人情報及び個人番号をいう。

第2章 保有個人情報等の管理体制

（総括個人情報等管理者）

第3条 千葉県警察に、総括個人情報等管理者を置き、総務部長をもって充てる。

2 総括個人情報等管理者は、次に掲げる事務を行う。

- （1）保有個人情報等の管理に関する規程類の整備に関すること。
- （2）保有個人情報等の管理に関する事務の指導監督に関すること。
- （3）前各号に掲げるもののほか、保有個人情報等の管理に関する事務の総括に関すること。

3 総括個人情報等管理者は、この訓令による保有個人情報等の管理の状況について、実地に監査し、及び第5条に規定する個人情報等管理者から報告を求めることができる。

（副総括個人情報等管理者）

第4条 千葉県警察に、副総括個人情報等管理者を置き、総務部広報県民課長をもって充てる。

2 副総括個人情報等管理者は、総括個人情報等管理者を補佐する。

（個人情報等管理者）

第5条 所属に、個人情報等管理者を置き、当該所属の所属長をもって充てる。

2 個人情報等管理者は、次に掲げる事務を行う。

- （1）当該所属における保有個人情報等の管理に関する規程類の整備に関すること。
- （2）当該所属における保有個人情報等の管理に関する事務の指導監督に関すること。
- （3）当該所属の保有する保有個人情報等の取扱いの制限に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、当該所属における保有個人情報等の管理に関する事務の総括に関すること。

（個人情報等副管理者）

第6条 所属に、個人情報等副管理者を置き、当該所属の次長（ただし、成田国際空港警備隊は総務室長）をもって充てる。

2 個人情報等副管理者は、個人情報等管理者を補佐する。

(個人情報等管理担当者)

第7条 所属に個人情報等管理担当者を置く。

2 個人情報等管理担当者は、次の各号の所属の区分に応じ、当該各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 県本部の課 警部(同相当職の警察行政職員を含む。)の階級にある者であって、かつ、次長の職にないもの。ただし、これにより難い場合は、個人情報等管理者が所属職員の中から指名する。

(2) 署 課長(幹部交番所長を含む。)

3 個人情報等管理担当者は、個人情報等管理者の命を受け、この訓令による当該所属の保有個人情報等の適切な管理に必要な事務を行う。

(監査責任者)

第8条 千葉県警察に、監査責任者を置き、総務部参事官をもって充てる。

(事務取扱担当者の指定等)

第9条 個人情報等管理者は、自所属において特定個人情報等を取り扱う職員を事務取扱担当者として指定し、その者が取り扱う特定個人情報等の範囲及びその者の役割を明確にするものとする。

(報告体制)

第10条 個人番号利用事務又は個人番号関係事務(以下「個人番号利用事務等」という。)を行う所属の個人情報等管理者は、次に掲げる体制を整備する。

(1) 事務取扱担当者が番号利用法等に違反している事実又はそのおそれを職員が把握した場合の個人情報等管理者への報告体制

(2) 特定個人情報等の漏えい、滅失、毀損等(以下「漏えい等」という。)が発生している事実又はそのおそれを把握した場合の個人情報等管理者への報告体制

(3) 特定個人情報等の漏えい等が発生している事実又はそのおそれを把握した場合の対応体制

(4) 特定個人情報等を複数の所属で取り扱う場合の各所属の業務分担及び責任の明確化

第3章 保有個人情報等の取扱い

(責務)

第11条 職員は、法及び番号利用法の趣旨にのっとり、関連する法令、条例、その他の規程並びに総括個人情報等管理者、副総括個人情報等管理者、個人情報等管理者、個人情報等副管理者及び個人情報等管理担当者の指示に従い、保有個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

2 職員は、保有個人情報等を職務外に取り扱ってはならない。

(正確性の確保)

第12条 職員は、行政文書に記録された保有個人情報等の内容が事実でないと認められたときは、個人情報等管理者の指示に従い、保有個人情報等を取り扱う事務の利用目的に必要な範囲内で、過去又は現在の事実と合致するよう、当該保有個人情報等の訂正、追加又は削除をするものとする。

(研修)

第13条 個人情報等管理者は、保有個人情報等の取扱いに従事する職員に対し、保有個人情報等の取扱いについて理解を深め、保有個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るため、啓発その他必要な職場研修を行う。

2 個人情報等管理者は、当該所属の職員に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

3 副総括個人情報等管理者は、第1項で行う職場研修の支援を行う。

(取扱いの制限)

第14条 個人情報等管理者は、保有個人情報等の適正な取扱いを確保するため、次に掲げる事項を職員に遵守させるものとする。

(1) 保有個人情報等を業務の目的以外の目的で取り扱わないこと。

(2) 保有個人情報等が記録されている媒体を定められたロッカー、執務室等に保管するとともに、施錠等を行うこと。

(3) 次に掲げる事項については、個人情報等管理担当者の指示に従うこと。

ア 保有個人情報等の複製

イ 保有個人情報等の送信

ウ 保有個人情報等が記録されている媒体の執務室外への送付又は持ち出し

エ 保有個人情報等を取り扱うことができる場所

オ その他保有個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのあるものとして個人情報等管理
担当者が指示する事項

(廃棄及び削除)

第15条 個人情報等管理者は、保有個人情報等が記録されている行政文書を廃棄するときは、焼却、
裁断、溶解等その他漏えい防止のための措置を講ずるものとする。

2 個人情報等管理者は、保有個人情報等が不要となったときは、遅滞なく当該保有個人情報等を削
除するものとする。

3 職員は、職務に関し作成した行政文書以外の文書で個人情報等が記録されたものについては、前
各項に定める方法により廃棄又は削除を行うものとする。

(特定個人情報等の利用の制限)

第16条 職員は、個人番号を取り扱うに当たり、番号利用法等にあらかじめ定められた事務に限定し
て利用するものとする。

(提供の求めの制限)

第17条 職員は、個人番号利用事務等进行处理するために必要な場合その他の番号利用法で定める場合
を除き、特定個人情報等の提供を求めてはならない。

(収集・保管の制限)

第18条 職員は、番号利用法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報等を収集又
は保管してはならない。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第19条 事務取扱担当者は、個人情報利用事務等进行处理するために必要な場合その他番号利用法で定
める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(取扱区域)

第20条 個人番号利用事務等を実施する所属の個人情報等管理者は、特定個人情報等を扱う区域を明
確にし、物理的な安全措置を講ずるものとする。

(取扱状況の記録化)

第21条 個人番号利用事務等を実施する所属の個人情報等管理者は、特定個人情報等の取扱状況を確
認する手段を整備し、当該特定個人情報等の利用、保管等の取扱状況について記録化するものとし
る。

(事務の委託)

第22条 個人情報等管理者は、保有個人情報等を取り扱う事務を委託するときは、県が定める千葉県
個人情報等取扱事務委託基準（平成5年9月21日制定）及び千葉県特定個人情報取扱事務委託基準
（平成27年12月21日制定）によるものとする。

(提供の際の措置)

第23条 個人情報等管理者は、保有個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を
実施機関以外の者に提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、
その使用目的・使用方法・使用期間の制限、用途や取扱者の限定、使用後の取扱いの指示、再提供
の禁止等の制限を付し、又は当該保有個人情報の漏えい等の防止等の安全確保の措置を求めるもの
とする。

2 個人情報等管理者は、特に必要と認めるときは、前項による保有個人情報の提供先と書面を取り
交わすものとする。

3 個人情報等管理者は、第1項による保有個人情報の提供先に対して、第1項により付した制限又
は求めた措置に関し、必要に応じて、提供前又は随時に実地の調査等を行うことにより当該措置等
の状況を確認し、その結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずるものとする。

第4章 雑則

(事故発生時の措置)

第24条 個人情報等管理者は、保有個人情報等の漏えい等、保有個人情報等の保護の上で問題となる
事案が発生したことを知った場合は、速やかにその旨を副総括個人情報等管理者を経由して総括個
人情報等管理者に報告し、及び当該保有個人情報等を取り扱う事務を主管する部長に報告すると

もに、事故の発生した原因を調査するものとする。

- 2 個人情報等管理者は、漏えい等が法第68条第1項に規定する事態に該当すると判明したときは、直ちにその旨を副総括個人情報等管理者を経由して総括個人情報等管理者に報告し、及び当該保有個人情報等を取り扱う事務を主管する部長に報告するとともに、同項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知に必要な措置を講ずるものとする。
- 3 個人情報等管理者は、漏えい等が番号利用法第29条の4第1項に規定する事態に該当すると判明したときは、直ちにその旨を副総括個人情報等管理者を経由して総括個人情報等管理者に報告し、及び当該特定個人情報等を取り扱う事務を主管する部長に報告するとともに、同項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知に必要な措置を講ずるものとする。
- 4 個人情報等管理者は、事案の再発防止に資するため、第1項の調査の結果に基づき、保有個人情報等の管理の方法の改善に必要な措置を講ずるものとする。

(点検)

第25条 個人情報等管理者は、保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、別に定める点検表により定期又は随時に点検を行い、不適正な取扱いがあると認めるときは、速やかに改善の措置を講ずるものとする。

(特定個人情報等に係る監査)

第26条 監査責任者は、特定個人情報等の管理状況について、定期的に又は必要に応じ随時に監査を行い、その結果を総括個人情報等管理者に報告する。

(電子計算機処理)

第27条 保有個人情報等の処理の一部又は全部を電子計算機処理する場合には、この訓令を遵守するほか、千葉県警察情報セキュリティに関する訓令（平成16年本部訓令第5号）その他の警察情報システムに関する規程に従うものとする。

(他の制度との調整)

第28条 法令、規則その他の規程により保有個人情報等の管理に関する事項について、この訓令と異なる定めが設けられている場合にあっては、当該事項については、当該法令、規則その他の規程の定めるところによる。

(補則)

第29条 この訓令に定めるもののほか、保有個人情報等の管理に関し必要な事項については、総括個人情報等管理者が定める。

- 2 副総括個人情報等管理者は、この訓令の運用に関し疑義があるときはこれを裁定するほか、この訓令の運用に関し必要な細目を定めることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

(千葉県警察における個人情報の管理に関する訓令の廃止)

- 2 千葉県警察における個人情報の管理に関する訓令（平成19年本部訓令第6号）は、廃止する。

附 則（令和6年3月29日本部訓令第9号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月28日本部訓令第8号）

この訓令は、公布の日から施行する。